

児童虐待の未然防止の推進について 2010.11.08/本会議

(かのう) 悲惨な児童虐待事件が後を絶ちません。1人でも多くの子どもを虐待から守っていくことこそ、今やらなければいけない重要課題です。虐待対策を推進する上では、不幸にも起こってしまった事案への適切な対応はもちろん、虐待が起こらないようにする、あるいは深刻な事案になる前に子どもを救う、早期発見、未然防止の取り組みが重要と考えます。

虐待の早期発見、未然防止のためには、児童虐待が起こってしまう要因を把握し、それに応じた対策を講じることが必要です。その要因の多くは、家庭環境や保護者の育児不安など、さまざまなものがあるのではないかと考えられますが、その対策には現状の児童相談所のみでの対応では不十分です。

そこで、児童相談所を中心として広く関係機関等が連携し対応する、いわば大人が、地域が、社会全体が子どもを守っていくという考え方が重要であると考えます。

そこで、保健福祉部長に伺います。以上を踏まえ、児童虐待の要因にはどのようなものがあるのか、そしてそれらに対しどのような対策を講じているのか伺います。

(保健福祉部長事務取扱副知事) 児童虐待のリスク要因につきましては、育児に対する不安やストレス、発達障害などによる子育ての難しさ、地域社会から孤立していることなどがあると考えられております。これらへの対策といたしましては、まず生後4カ月までに、すべての乳児について家庭訪問を行う乳児家庭全戸訪問事業を全市町村で実施するなど、市町村や医療機関などと連携して、問題を抱える家庭の早期把握と支援に努めております。

さらに各保健所において、心理などの専門家が保護者に対する助言等の支援を行うグループミーティング事業を実施しているほか、発達障害者支援センターや保健所などにおいて、専門医師による診察や児童への対応方法の指導を行っております。

また、児童虐待は、さまざまなリスク要因が絡み合っ起こるものであり、その対策には、児童相談所単独ではなく広く関係機関が連携して対応することが重要であります。このため県といたしましては、相談や支援の中核となる児童相談所の体制強化や職員の資質向上などに取り組むほか、各市町村が設置する医療、学校、警察などの関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会の運営を支援し、関係機関の連携強化を図ってまいります。

また、今月の児童虐待防止推進月間にあわせて、フォーラムの開催のほか、県の広報紙ひばりやホームページを活用し、虐待防止の情報提供を行うとともに、24時間受け付け可能ないばらき虐待ホットラインの一層の周知を図るなど、社会全体で児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。